

議案第 7 2 号

丹後地区土地開発公社定款の一部変更について

丹後地区土地開発公社定款の一部を別記のとおり変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 4 7 年法律第 6 6 号）第 1 4 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

丹後地区土地開発公社の宮津市の単独公社化への移行に伴い、現保有地を管理するために必要な役員及び基本財産等の見直しに合わせた定款の一部の変更を行うものである。

(別記)

丹後地区土地開発公社定款の一部を変更する定款

丹後地区土地開発公社定款（昭和４８年４月１日施行）の一部を次のように変更する。

題名中「丹後地区土地開発公社」を「宮津市土地開発公社」に改める。

第１条中「および」を「及び」に改める。

第２条中「丹後地区土地開発公社」を「宮津市土地開発公社」に改める。

第３条を次のように改める。

（設立団体）

第３条 公社の設立団体は、宮津市とする。

第４条中「主たる」及び「、従たる事務所を京丹後市に」を削る。

第５条中「設立団体の公告式により」を「宮津市公報に掲載して」に改める。

第２章の章名中及び同章第１節の節名中「および」を「及び」に改める。

第６条第１号中「５名」を「４人」に、「理事長 １名」を「理事長 １人」に、「副理事長 １名」を「副理事長 １人」に改め、「専務理事 １名」を削り、同条第２号中「名」を「人」に改める。

第７条の見出し中「および」を「及び」に、同条第３項中「事故あるときは」を「事故があるときは、」に、「欠けたときは」を「欠けたときは、」に改め、同条第４項を削り、同条第５項を同条第４項とする。

第８条を次のように改める。

（役員の任命）

第８条 理事及び監事は、宮津市長が任命する。

２ 理事長は、理事の互選により決定する。

３ 副理事長は、理事のうちから理事長が選任する。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第13条中「専務理事および」を削り、「またはみずから」を「又は自ら」に改める。

第14条の見出し中「および」を「及び」に改める。

第15条中「または」を「又は」に、「3分の1以上」を「2分の1以上」に、「もしくは」を「若しくは」に、「あったとき」を「あったときに」に改める。

第16条第1項中「あてる」を「充てる」に、同条第2項中「過半数」を「4分の3以上の者」に、同条第4項中「または」を「又は」に改め、同条第5項中「および顧問」を削る。

第17条第1項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「および」を「及び」に改める。

第3章及び第4章の章名中「および」を「及び」に改める。

第20条第2項を次のように改める。

2 基本財産は、現金100万円とする。

第20条第3項中「とりくずし」を「取り崩し」に改める。

第22条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「および」を「及び」に、「設立団体の長」を「宮津市長」に改める。

第23条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第1項中「うめ」を「埋め」に改める。

第24条第1号中「または」を「又は」に改める。

第25条第1項中「うえ」を「上」に、「設立団体の議会」を「宮津市議会」に改め、同条第2項中「第20条第2項の出資の額に応じて、それぞれ出資した地方公共団体にこれを分配」を「その残余財産は、宮津市に帰属」に改める。

第26条中「および」を「及び」に改める。

附 則

この定款は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第20条第2項の改正規定は、京都府知事の認可の日から施行する。

丹後地区土地開発公社定款新旧対照表

現 行	変更案
<u>丹後地区土地開発公社</u>定款 第1章 総則 (目 的) 第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の計画的な整備促進<u>および</u>丹後縦貫林道周辺地の秩序ある開発を図り、もって住民福祉の増進に寄与することを目的とする。 (名 称) 第2条 この土地開発公社は、<u>丹後地区土地開発公社</u>（以下「公社」という。）と称する。 (設立団体) 第3条 <u>公社の設立団体は、次のとおりとする。</u> <u>宮 津 市</u> <u>京 丹 後 市</u> <u>伊 根 町</u> <u>与 謝 野 町</u> (事務所の所在地) 第4条 公社は、<u>主たる事務所を宮津市に、従たる事務所を京丹後市に置く。</u> (公告の方法) 第5条 公社の公告は、<u>設立団体の公告式により</u>行う。 第2章 組織<u>および</u>会議 第1節 役員<u>および</u>職員 (役 員) 第6条 公社に次の役員を置く。 (1) 理事 <u>5名</u> うち <u>理 事 長 1名</u> <u>副理事長 1名</u> <u>専務理事 1名</u> (2) 監事 <u>2名</u>	<u>宮津市土地開発公社</u>定款 第1章 総則 (目 的) 第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の計画的な整備促進<u>及び</u><u> </u>丹後縦貫林道周辺地の秩序ある開発を図り、もって住民福祉の増進に寄与することを目的とする。 (名 称) 第2条 この土地開発公社は、<u>宮津市土地開発公社</u>（以下「公社」という。）と称する。 (設立団体) 第3条 <u>公社の設立団体は、宮津市とする。</u> (事務所の所在地) 第4条 公社は、<u> </u>事務所を宮津市に<u> </u>置く。 (公告の方法) 第5条 公社の公告は、<u>宮津市公報に掲載して</u>行う。 第2章 組織<u>及び</u>会議 第1節 役員<u>及び</u>職員 (役 員) 第6条 公社に次の役員を置く。 (1) 理事 <u>4人</u> うち <u>理 事 長 1人</u> <u>副理事長 1人</u> (2) 監事 <u>2人</u>

現 行	変更案
(役員の職務および権限) 第7条 理事は、第17条の議決事項を審議決定する。 2 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは <u>その職務を代理し、理事長が欠けたときは</u> <u>その職務を行う。</u> 4 <u>専務理事は、理事長の命を受けて、その業務を処理する。</u> 5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項に規定する職務を行う。 (役員の任命) 第8条 <u>理事および監事は、設立団体の長が協議して定めた団体の長（以下「団体の長」という。）が、設立団体の長および職員のうちから任命する。</u> 2 <u>理事長および副理事長は、理事の互選とし、専務理事は、理事のうちから理事長が任命する。</u> (役員の任期) 第9条（略） (役員の兼任の禁止) 第10条（略） (顧問) 第11条 <u>公社に顧問を置くことができる。</u> 2 <u>顧問は団体の長が委嘱する。</u> (職員) 第12条（略） (兼職の禁止) 第13条 <u>専務理事および職員は、営利を目的とする団体の役員となり、またはみずから営利事業に従事してはならない。ただし、理事長の承認を得た場合はこの限りでない。</u> 第2節 理事会 (設置および構成) 第14条（略）	(役員の職務及び権限) 第7条 理事は、第17条の議決事項を審議決定する。 2 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、<u>その職務を代理し、理事長が欠けたときは、</u><u>その職務を行う。</u> (削る) 4 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項に規定する職務を行う。 (役員の任命) 第8条 <u>理事及び監事は、宮津市長が任命する。</u> 2 <u>理事長は、理事の互選により決定する。</u> 3 <u>副理事長は、理事のうちから理事長が選任する。</u> (役員の任期) 第9条（略） (役員の兼任の禁止) 第10条（略） 第11条 削除 (職員) 第12条（略） (兼職の禁止) 第13条 <u>職員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら</u><u>営利事業に従事してはならない。ただし、理事長の承認を得た場合はこの限りでない。</u> 第2節 理事会 (設置及び構成) 第14条（略）

現 行	変更案
(招 集) 第15条 理事会は、理事長が必要と認めるとき<u>または理事の3分の1以上の者もしくは</u>監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったとき、理事長が招集する。 (理事会の議事) 第16条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。 2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。 3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数でもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し<u>または他の理事を代理人として表決を委任することができる</u>。この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。 5 監事および顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。 (理事会の議決事項) 第17条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。 (1) 定款の変更<u>または業務方法書の制定もしくは変更</u> (2) 毎事業年度の予算、事業計画<u>および</u>資金計画 (3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書<u>および事業報告書</u> (4) 規程の制定<u>または改正もしくは廃止</u> (5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項 (6) その他公社の運営上理事長が重要と認める事項 2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。 第3章 業務<u>および</u>その執行 (業務の範囲) 第18条 (略) (業務方法書) 第19条 (略)	(招 集) 第15条 理事会は、理事長が必要と認めるとき<u>又は</u> 理事の2分の1以上の者<u>若しくは</u>監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときに、理事長が招集する。 (理事会の議事) 第16条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。 2 理事会は、理事の4分の3以上の者が出席しなければ開くことができない。 3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数でもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し<u>又は</u> 他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。 5 監事<u> </u>は、理事会に出席して意見を述べることができる。 (理事会の議決事項) 第17条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。 (1) 定款の変更<u>又は</u> 業務方法書の制定<u>若しくは</u>変更 (2) 毎事業年度の予算、事業計画<u>及び</u> 資金計画 (3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書<u>及び</u> 事業報告書 (4) 規程の制定<u>又は</u> 改正<u>若しくは</u>廃止 (5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項 (6) その他公社の運営上理事長が重要と認める事項 2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。 第3章 業務<u>及び</u> その執行 (業務の範囲) 第18条 (略) (業務方法書) 第19条 (略)

現 行	変更案										
第４章 基本財産の額その他資産<u>および</u>会計 (資 産) 第２０条 公社の資産は、基本財産とする。 ２ 基本財産は、現金 7, 0 0 0, 0 0 0 円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。 <table> <tr> <td>宮津市</td><td>1, 0 0 0, 0 0 0 円</td></tr> <tr> <td>京丹後市</td><td>1, 8 0 0, 0 0 0 円</td></tr> <tr> <td>伊根町</td><td>3 0 0, 0 0 0 円</td></tr> <tr> <td>与謝野町</td><td>9 0 0, 0 0 0 円</td></tr> <tr> <td>京都府</td><td>3, 0 0 0, 0 0 0 円</td></tr> </table> ３ 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これを<u>とりくず</u>してはならない。 (事業年度) 第２１条 (略) (予算<u>および</u>決算) 第２２条 公社の予算、事業計画<u>および</u>資金計画は、理事会の議決を経て、当該事業年度の開始前に、<u>設立団体の長</u>の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 ２ 公社は、毎事業年度終了後２か月以内に、次の書類を作成し、監事の監査を受け、<u>設立団体の長</u>に提出しなければならない。 (１) 財産目録 (２) 貸借対照表 (３) 損益計算書 (４) キャッシュ・フロー計算書 (５) 事業報告書 (利益<u>および</u>損失の処理) 第２３条 公社は毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を<u>うめ</u>、なお、残余があるときは、その残余の額は準備金として整理する。 ２ (略)	宮津市	1, 0 0 0, 0 0 0 円	京丹後市	1, 8 0 0, 0 0 0 円	伊根町	3 0 0, 0 0 0 円	与謝野町	9 0 0, 0 0 0 円	京都府	3, 0 0 0, 0 0 0 円	第４章 基本財産の額その他資産<u>及び</u> 会計 (資 産) 第２０条 公社の資産は、基本財産とする。 ２ 基本財産は、現金100万円とする。 ３ 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これを<u>取り崩し</u>てはならない。 (事業年度) 第２１条 (略) (予算<u>及び</u> 決算) 第２２条 公社の予算、事業計画<u>及び</u> 資金計画は、理事会の議決を経て、当該事業年度の開始前に、<u>宮津市長</u>の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 ２ 公社は、毎事業年度終了後２か月以内に、次の書類を作成し、監事の監査を受け、<u>宮津市長</u>に提出しなければならない。 (１) 財産目録 (２) 貸借対照表 (３) 損益計算書 (４) キャッシュ・フロー計算書 (５) 事業報告書 (利益<u>及び</u> 損失の処理) 第２３条 公社は毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を<u>埋め</u>、なお、残余があるときは、その残余の額は準備金として整理する。 ２ (略)
宮津市	1, 0 0 0, 0 0 0 円										
京丹後市	1, 8 0 0, 0 0 0 円										
伊根町	3 0 0, 0 0 0 円										
与謝野町	9 0 0, 0 0 0 円										
京都府	3, 0 0 0, 0 0 0 円										

現 行	変更案
(余裕金の運用) 第24条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 (1) 国債<u>または</u>地方債の取得 (2) (略) 第5章 雑 則 (解 散) 第25条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得た<u>うえ、設立団体の議会</u>の議決を経て、京都府知事の認可を受けたときに解散する。 2 公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、<u>第20条第2項の出資の額に応じて、それぞれ出資した地方公共団体にこれを分配</u>する。 (規程への委任) 第26条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款<u>および</u>業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。	(余裕金の運用) 第24条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 (1) 国債<u>又は</u> <u> </u> 地方債の取得 (2) (略) 第5章 雑 則 (解 散) 第25条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得た<u>上、</u><u>宮津市議会</u>の議決を経て、京都府知事の認可を受けたときに解散する。 2 公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、<u>その残余財産は、宮津市に帰属</u><u>する。</u> (規程への委任) 第26条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款<u>及び</u> <u> </u> 業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。 <u>附 則</u> <u>この定款は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第20条第2項の改正規定は、京都府知事の認可の日から施行する。</u>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 5 年 6 月 定 例 会

議案の
件 名

議案第72号
丹後地区土地開発公社定款の一部変更について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例

その他()

《政策等の概要》 昭和48年に丹後1市10町にて設立された丹後地区土地開発公社において、土地価格の下落による土地先行取得のメリットが低下したことから、設立団体間で解散を含めた協議を行ってきた。 その結果、宮津市が財政健全化の取組み途上であり、土地買い戻しに必要な財源を確保することが極めて困難な状況にあることから、宮津市の単独公社へ移行することとし、現保有地を管理するために必要な「役員」及び「基本財産」等の見直しと併せて定款の一部の変更を行うものである。	《市民参加の状況》 有 ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。) 《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円) <table border="1"> <tr> <th>総事業費</th><th>国庫支出金</th><th>府支出金</th><th>市債</th><th>その他</th><th>一般財源</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源												
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源														
《政策等の必要性》 近年の土地価格の下落により土地先行取得のメリットが低下しており、京丹後市においても、平成21年度以降の土地の新規取得はなく、現在公社が保有している土地は、宮津市の2件のみとなっている。 今後、土地開発公社を活用する具体的な案件もないことから、丹後地区土地開発公社から脱退をするものである。	《将来にわたる効果及び経費の状況》																		
《提案に至るまでの経緯》 令和2年度～ 公社の宮津市単独化に向けて調整を実施 令和5年3月 公社理事会にて単独化の方向性について承認 令和5年5月 公社理事会にて定款の変更を可決	《総合計画等の整合》 <table border="1"> <tr> <td>総合計画 計画項目</td><td>30</td><td>行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営）</td></tr> </table> ○その他の計画(該当する場合のみ) <table border="1"> <tr> <td>計画名称</td><td></td></tr> <tr> <td>策定年度</td><td></td></tr> <tr> <td>計画期間</td><td></td></tr> </table>	総合計画 計画項目	30	行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営）	計画名称		策定年度		計画期間										
総合計画 計画項目	30	行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営）																	
計画名称																			
策定年度																			
計画期間																			
《政策等の実施時期》 各設立団体の議会における定款変更承認後、京都府知事へ定款変更の認可申請を行い、令和5年10月1日に変更後の定款を施行し、宮津市の単独公社へ移行する。	<table border="1"> <tr> <td>担当部局</td><td>担当課</td><td>添付資料（有の場合は、その名称）</td></tr> <tr> <td>総務部</td><td>財政課</td><td>有 無</td></tr> </table>	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	総務部	財政課	有 無												
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）																	
総務部	財政課	有 無																	